

記録

わがふるさと、元田誌、(15)

室町時代から江戸時代まで

会員 市野 顯 仁

土地問題

毛利藩の古文書の中で最も古いものに、慶長二年(一五九一)「海部郡佐伯庄大坂本村御檢地帳」と、「海部郡佐伯庄大坂本村八戸村御檢地帳」がある。前者の扉を開くと、「佐伯庄大坂本村備後村」とあり、終りのページに「田畑屋敷合五所四反十九歩 白米四拾七石」とある。初代高政が、月田から佐伯庄に封ぜられたのが慶長六年(一六〇一)であるから、この檢地帳は大田飛騨守が領主として、臼杵・佐伯七万石を支配していた時のものであろう。

この外、慶長十七年(一六二二)に「黒土村地割帳 市野瀬吉左衛門」と、「佐伯庄大坂本小崎地割帳」があり、また、元和二年(一六二六)「大坂本之内荒木村地割帳」がある。中味は左の如く、反別、石数、氏名が記されてある。

上田	四畝廿七歩	六斗三升七合	又十郎
中田	四畝十五歩	四斗九升五合	弥介
下島	十五歩		吉五郎

等五人の百姓の名前がみられ、終りのページには合計として、次のように示されている。

一上田 老反三畝四歩 この米老石七斗七合三勺

一中田	五反廿九歩	同	五石六斗六合三勺
一下田	反八畝四歩	同	或石五斗六升二合
一上島	反老畝八歩	同	石老斗 升六合
一中島	反老畝十九歩	同	老石七斗 升七勺
一下島	六反三畝十九歩	同	三石八斗老升八合

老新九反九畝三歩

白米 合 拾七石五斗五升五合七勺

とある。この反別は、荒木の畝の現在山林になつてい部分から、兒玉澤喜の宅付迄まで耕作していたのでなければ、そんな反別にはならないと、村人は言つてゐる。偶然にも、この狭い元田の土地のことが、毛利藩資料の中に見られたことは、実に意外であつた。

とこゝまで、當時の水路はどうなつていたものだらうか。元田の場合には荒木の谷水を利用していたことばかりがわからないが、大坂本村全体と比べると、現在の平坦地がすべて水田となつていたとは考えられない。

元和より時代は八十余年下つて、元禄十四年六月幕府評定所に差出した「豊後国郷村総記」に、佐伯藩の各村の石高が示されている。その中の今の弥生所収の村のものだけを拾つてみると、

一切畑村	千二百五十六石、上野村	六百十九石、床本村	六十二石、大坂本村	千九十石
------	-------------	-----------	-----------	------

とあり、すべて合せて「高都合 二万石 二十八ヶ村」としめてゐる。

つづいて、「巨かに高なし村」として、内陸部・海岸部合せて八十八ヶ村が示されている。その中に、「大坂本村内」八戸村・宇藤木・尺墮村・本田村・指古屋村」が見られるのは、しばしば考へざるを得ない。

さて、ここが大切な点ではないかと思ふ。実は誰と言ふとなく大坂本の井堰は、正徳年間の大代高慶の時にできたと聞いてゐるが、たしかな資料を見ることがない。警固屋の二野瀬は市野瀬の庄屋と緑組もしているし、古い家と聞いていたので訪問し、すべて資料を見せていただいた。やゝと見つけたしたので次の記録であつた。

康 情 書

南海郡 明治村大字大坂本

一 田 地 式拾五町三反歩

右田地ハ今ヲ去ル 正徳年間ノ昔ヨリ明治村大字尺間ノ内、尺間川ノ中央備後井堰ヲ設ケタリ ソレヨリ大字大坂本元目ヲ經テ 宇所賀津留ニ至ル 延長約 表里ノ水路ニヨリ 全部ノ用水ヲ引用致シ居リ候也
この資料は明治以降の新しきもので、たゞ言い伝えを重ねて証明してくれただけに過ぎず、いまだに確実な資料に出不合ない。

ところで、井堰については元禄四年(一六九一)佐伯地方の水田開墾に忘れることのできない人物がいる。それは、佐伯藩の小林九左衛門である。

彼は上野村の小田井堰をこの年に完成し、続いて鬼ヶ瀬井堰を築いたのが宝永三年(一七二六)、七年後のことであつた。この頃が彼の働き盛りの年であつたのであろう。元禄に続いて年号は宝永・正徳となるが、彼の没した年が享保七年(一七三二)であるから、十余年前の大坂本の備後井堰の工事は、知つていたはずである。

この工事でただただ感服するのには、二百以上の越す間、あの断崖絶壁の山崖を極々くし、水を通すまでにしたのは、一体誰がどのようにしてなしたのだらうか。

小林九左衛門より外に、どんな人物がいたのであろうか。おれほどの難工事を関与した記録が知られていない

のが不思議でならない。

さてこの備後井堰が完成して後、元田前と水が通るようになつて、新田が開墾されたと考えなければならぬが、以後「高なし村」の汚名はぬぐい去られたものだらうか。たゞ気になるのは、備後井堰のできていない前、元禄十四年の大坂本村の千九十石と、上野村の九百十九石と比べて、いさゝか大坂本村が多すぎる感かしてならない。しかしこれも現在の目で判断するからであらう。

山 林 問 題

山林関係の資料については、慶長十四年(一六〇九)「桑・梶・茶・漆 大坂本御改帳」があり、その中に「小崎尺間・田ノ平・畧上・川中・宇藤木・八戸・宮ノ下・丸柵・荒木・ヶゴヤ・石原」があり、これまた本田の名が見られぬ。多分当時の山には、まとまった杉・松・松などの針葉樹林は見られなかつたのではなからうか。

「佐伯市史」に佐伯藩の林業のころをみると、「毛利藩が寛保二年(一七四二)に頒布した五人組帳の中にも、竹木伐採の禁止はあつても造林に言及した箇所がないところをみると、時代は下るのではないか」と言及している。

たしかにわが元田の地は、山に囲まれた部落ではあるが、佐伯藩の目から見た場合は、特別山林資源に注目した所ではなかつたようだ。第一、佐伯藩の製炭は宝永二年(一七二五)とされているが、それより炭窯を増設した地域として、青山・大越・赤木村・仁田原村・因尾村の五分所となつてゐる。また、製紙については初代高政が、日田より佐伯に移封された時に栽培と奨励した。このため、横川・仁田原・赤木・上直見・下直見・中野・上野切畑等の各村でこれを製造した」と佐伯市史に述べてい

て、本田や大坂本の名前は出て来ない。
 それでも、明治・大正・昭和戦後のしばらくの間、大分県の木炭生産の四分の一を占めていたのは、南郷地域であった。その中で旧大坂本（大字尺間）は、質・量とも最優秀で、日本一の名をほしいままにしたこともあったのである。

村の組織と農民の生活

おが国は古来、西から東の方へ発展したので、東北地今日ほどではないが、私たちが後述地域に属しているたことほまちかいない。しかし、江戸時代は幕藩体制下で統一されてきたので、藩主の性格や地域に多少のちがいはあっても、基本的性格は大差はなかった。
 それでは、農村の一般納を組織と農民の生活ぶりさみて、われ等の祖先を偲ぶことにしよう。

村は本百姓と水呑百姓とに別れており、一部に名子下人・庭者などの隷属農民がいた。そして、本百姓のうちから、庄屋・組頭・百姓代の村役人を選んで、村ごと共同責任で年貢を納入させた。この三者を地方三役と呼び、庄屋が村内の取締りや年貢収入の責任を持ち、組頭がこれを補佐し、百姓代は農民代表として、年貢や村費の割賦や不正の有無を監視する役目であった。
 それでは、大坂本村の中、現在のどの家が組頭であったか、或いは百姓代であったかとかと問われても、それは全くわかっていない。

この地方三役を頭には、村の数か村を統率するのに大庄屋がいた。市野瀬家はそれらに相当する家であった。毛利藩序はこうした組織をもつ村々の実情をつぶさに掌握して、ことあるときは、郡代、代官、番頭、物頭等の役人を、必要に応じて出張させて、ことを処理した。従って

庄屋は民政の責任を背負わされておる立場上、自分の特権はとえられてゐるものか、小心翼々の気持をかかすことはできなかった。

幕府は、村々に「五人組帳」とやらせ、衣・食・住の生活をきびしく取締り、「知らしむべからず、依らしむべし」の基本方針で臨んだ。

「百姓は分別もなく末の考もなきものニ候故致ニ成儀得ハ、米糶穀をむきと妻子ニもくハせ候……推穀を作り米を多く喰つぶし儼ハぬ稼に可仕儀……」
 「夫はこのみ申聞敷候……年貢さへすまじ候得。以百姓程心易きもの成これなく、よくよく此趣を心がけ子孫々迄申伝へ能く身持かせき申す可きもの也」とは、三代將軍家光が、晩年（一六四九）にだされた有名な慶安御触書の一部である。

この外、衣・食・住についても徹に入り細におたつて規制をした。佐伯市史の文面を少し借りれば、衣については、木綿の藍染無地の綿物の区は用いられず、雨が降っても傘の使用もできず、蓑をつけ、竹の皮のトンボ笠に足半草履という有様であった。

食では麦・粟・稗が主であずかや米を許されたこと等は、七十歳以上の方々ならば、あまり驚くこともあるまいと思ふ。こうした生活は明治の御代になつてもかたなり名残りがあり、慣習化されていたのである。

住については、佐伯市史に見られるように、草屋根の庇はなく、天井板は使つてならず、襖はなく板戸であった。またみは七島表を用い、縁は上間だけ許されていた。だから一旦火事でもおきたら、その被害は想像以上に大きかった。

以上のように、農民は重層的身分制度と、最後の生活条件のもとに、ただ盲目的に働かされていたのである。

こうした規制の文面は市野瀬家には存在しないけれども、鶴岡地区の深矢家には保存されて、この地方の実情をなまなましく伝えてくれる。ほんとに農民の生活がいっつの世も割の合わない、下働き職業であることが、現代人の眼で、的確に受けとめられるではないか。

自然災害と農民一揆

政治と天候とに左右される農民の生活の中で、江戸中期の自然の災害は、政治にもまして苛酷で、言語に絶するものがあつた。

中期を少しさかのぼって、宝永年間を始めとして、享保・元文・延享・宝曆・天明・天明・寛政・文化・天保と百余年間は日本全国にわたって、地震・大火・蝗害・旱魃・洪水等のため大規模な飢饉があり、百姓はいやというほど自然の脅威にさらされた。飢饉の回数は江戸期中一三〇回を数えるという。とくに享保・天明・天保は江戸時代の三大飢饉と呼ばれているが、天明の飢饉は東北地方で百万の餓死者が出たといわれている。

これら飢饉の原因は、軍に自然の災害にかゝり帰せらるべしものではなく、長年にわたる幕府の年貢増徴策によつて、農村は慢性の疲弊に陥入つていたことであつた。その上、各藩の割拠政策から救援輸送が思うにまかせない。こうした社会構造から来るものが多かつたことを忘れてはならない。

苛酷な政治と災害にほさまれた農民が、貧窮と欠乏と憎悪と忍耐が極限になつたとき、死を賭して抵抗したのが農民の一揆であつた。

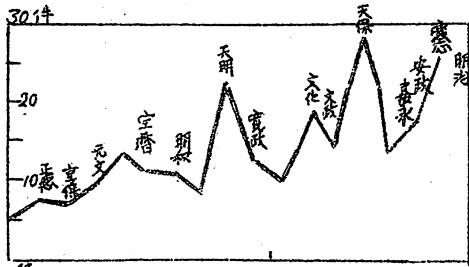
とくに江戸中期以降になると、農村にも商品経済が進み、農村へ高利資本が入つてくると藩の取得分が減少して、農民の負担が増大する結果、消極的には逃散といつ

て他へ藩へ逃げて行く。これが攻撃的になつたものが庄屋や富農や酒屋を打ちこわし、一揆となるのである。私達は日本全体における農民一揆の件数や、その変遷傾向を示すグラフ(左掲)を見るとき、農村社会の様相が深刻なものであつたことが読みとれる。

さてここで、当時の元田の生活に帰らねばならない。十一代の庄屋宗信四郎兵衛が寛延元年(一七五八)三十才の時村中騒動のため退役し、時の御代官下川源五郎兵衛の御指圖に基づき、二男の貞治郎が十五才の時まで、別家の平兵衛に庄屋を譲り渡し、屋敷を入替り、退役後は平左衛門と改名す。

とある市野瀬保考家資料の、村中騒動とは何事であつたのだらうか。これが左の市野瀬文雄家先祖と、保考家が別れた原因となつたのだからおおよそかではない。

(百世一揆發生の傾向)



(青木紅二氏資料による)

十数年間の中、主なるもので七回を数える。先ず享保十一年(一七二六)十一月、因尾村堂ノ間の百姓百九十九人が、岡領の宇目御酒利村に逃散している。さきの寛延元年の元田の村騒動より七年前におたる。

寛保元年(一七四一)十二月には、大坂本組の川中、宮ノ下百姓十三戸、男女四十五人の農民が、馬五匹をつれて、臼杵領の三重波津久村へ逃げこんだので、両藩の詰合いで、翌年一月十二日に帰された事件があつた。

最も大規模なものに、文化元年(一八三三)正月、因辰村・横川村・仁田原村・赤木村・上直見村・下直見村・中野村七か村の百姓四千人が、十か条の要求をつきつけ、暴動を起したことがあった。佐伯藩では直ちに郡代・代官・物頭・番頭等が出動して、鎮圧に当たったが抗しきれなかった。

一揆が、切畑村の大庄屋宅の過半をこわしたとき、藩の宿老戸倉鐵部が直接農民を説得して、一揆の指導者等と洞明寺の陣に招いて、やっと納得させたことがあった。私達のふる里に、同じ頃にこのような生活と、反抗運動があったことを知るとき、日本歴史がその寸草身近かに感じられるではないか。

愛宕神社と元田

植松の愛宕神社、並ぶに靈峰尺間山は、昔の大坂木村に大きな影響方を持っていた。とりわけ元田には御簾家がおり、市野瀬の大庄屋があったので、村人に対する威圧感も、他村の人とは、心理的にも違っていたと思ふ。又荒川流神の杖踊が元田に伝えられたことも、これと無縁ではないであろう。

慶長五年(一六〇〇)といえは、天下分け目の関ヶ原の戦いの年に当る。その年、古市・下野・上岡・上野・大坂本五か村を支配していた御簾家は、この年から毎年祭礼に、風流・杖踊を始めさせた。(「靈峰取履」高司隆による) 荒川主税家の文書によると、その後約百年の正徳元年(一七二二)切畑の五十川与右衛門から市野瀬へ(明治になって荒川と改姓)新兵衛が伝承して今日に至っているのは、随分叔父のちがついていたものであらう。それはそれとして、今日まで一貫して引きつがれてきた杖踊奉納者の氏名が、四ノ山を越す長さの巻物に、刻明に記録されているのを

見ていると、私達の祖先がいたのだといふのだという実感があり、しみじみと体に伝わってくる。そして又、次の世代の人々の名前が次々と記録されることを想像すると、一層深く、長く沈黙の時間が続くのを覚えるのである。市野瀬新兵衛が杖踊を伝承した翌年の正徳二年(一七三二)の頃、庄屋市野瀬宇兵衛、市野瀬三郎兵衛、神主御手洗古衛門太夫は、愛宕神社の石段のすぐ下に、鳥居を建立している。また天保十年(一八三九)と彫り深く刻まされた鳥居は、はじめ弥越の峠に建てていたものだが、時流はその意味がなくなつたので、大坂本・尺間の村人総出で愛宕神社前に移した。村人は鳥居に綱を巻き、長い行列を組んで運んだのは、それは大正九年(一九二〇)のことであつた。

あの大鳥居を奉納した藩の有力な人々や、豪商十名の石前が彫り刻まれており、品格のある書体、花崗岩の立派な石持そのものが、弥越の小高い峠に建っていた。その白くかかやく柔姿を、私達は想像してゐることにしよう。その姿は荘重であり、その美しさは絶品であつたにちがいない。

だが、そこにはどんな歴史的な背景があつたのだらうか、それと考えてみたい。時代が下るに従つて、力を強めていった中央の豪商人、いや在郷商人でもよい。これらの人々が貨幣経済の進展にともなつて、封建社会の崩壊を早め、下級武士や庄屋に対して、漸次力の交代を勝ち得たのであつた。愛宕神社の数々の石燈籠や手洗鉢などは見る、浦辺の海運業者や所の商人達の名前を見るにつけ、経済力の強さを感ぜざるをえない。

明治の初年、市野瀬の庄屋に代つて、財力でものを云おせた兒玉家の先祖は、京都近くの宇治茶師であつた。それが何かのきっかけでか、竹田の玉来へ来て財を増し、

元田の地に住みついたことも、商人が台頭してきた傾向の例を身近にみることでできて興味深い。

一方、大鳥居の建っていた弥越の峠とは、いったい歴史のどの意味があつたか考えてみたい。そこには梅牟礼山を囲む古市・下野・上岡・上野・大坂本五か村があり、これを守る庄官御鱒家が、江戸期以前から近くの小崎に居宅を構えていた所で、その権威の程が知られる。

佐伯氏滅び、次の毛利氏も「享保十三年（一七二八）藩主高慶侯愛宕神社に参拝し、尺間愛宕大権現と崇め奉る。」と「雲峰祝慶」（高司隆著）にあり、同年社殿改築、祭日を七月二十四日と、十一月二十四日に改め、直参、代参の制を定めている。

また元治元年（一八六〇）十二代高謙侯が、植松から尺間山に参拝したのが、藩主としては始めてのこととされ、水戸藩主が江戸に参勤する際、城下の五所明神、白濁の若宮八幡宮、大日寺、住吉神社、それに植松の愛宕神に参拝し、神酒を捧げていることが、毛利藩の資料に記されている。

愛宕神社の歴史の古さ、そして格式の高さは、佐伯氏・毛利氏に庇護され、尊崇されたことでもわかるが、それがそのまゝ、おの大鳥居に象徴され、水戸藩に知られる。さらには御鱒家・市野瀬家と深い関係にあることを知れば、私達元田人は得難い歴史的文化財を持っている誇りを賞え、その保護をしなければならぬ責任を痛感するものである。

（おわり）

（編集者曰う）昭和五十年七月以来十五回におたる連載は、これで終了。僕が四十二戸の元田の地区を中心に、ふるうとの歴史はいとも丹念にまとめたが、これが近く出版の運びと方々ようである。ユニークなこの成果を喜びたい。

随想

本 匠 村 雑 記 （その二）

古塔おれこれ

会 員 羽 柴

弘

これは、これまで「因尾物語」を改題し、それは続くものとして書くもので、その延長と考えてほしい。

ご存知の方もあらうが本匠村は私の故郷で、役場の前から右にほんたうな字津々という谷間の集落で私は生い育った。その故であらうか、村史編さんの仕事を仰せつかつて、今毎日のようにパスで通勤している。

村史となればやはり文献をしらべ、実地に資料をつかむことが第一と考え、六月以来参考図書も古文書などをあさり、ひまを見つけては村史あちこちを歩き、村の長老たちにもきき、現地を踏んで、阪にかまひ珍らしいものをつかんでいる。

そもそも村名の本匠は、昭和三十年六月、旧因尾村と旧中興村が合併の際、両村とも番匠川の本流、その源流地域を占めるので、本匠村と名乗ったとのこと。この村名はよかつたと思う。

番匠川は弥生町内で横内川と井崎川と受け入れ、本匠村に入っては久留河川を合せ、その外村外でいくつもの支流の水を加えているが、その本流は櫻ヶ峯に発するだけ、少し大勢流にいなえ佐伯人口とっては「母なる大河」である。そしてもし番匠川文化と名付けるものがありとすれば、それはどうも本匠村の山岳地帯、櫻峯・山部・腰越あたりから発祥しているような気がする。そんな前提に立って、村史編さんの余談のようなものを、筆